

最新!助成金活用セミナー

働き方改革推進支援助成金で新コース

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・業務課題対応コース

業務改善助成金

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)

人材開発支援助成金

- ・人への投資促進コース
- ・事業展開等リスクリング支援コース



令和6年
8/20 (火)
16:00~17:30 (15:40~受付開始)

【参加特典】
標準モデル就業規則Wordひな形
賞金規定Wordひな形
出勤簿Excel例



ところ ひょうご税理士法人(本店)



● セミナー講師 ●

助成金申請とそれに関連する就業規則の作成が業務の90%を占める**助成金専門社労士**。開業7年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ**1,200コース超(約14億円)**の**助成金申請実績**を誇る。



● プログラム概要 ●

- 参加費：無料
定員：リアル開催(先着20名) ZOOM参加も可
コンテンツ：
(1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶
(2)助成金の最新情報
(3)質疑応答



最新!助成金活用セミナー申込書

FAX: 06-6429-2150

貴社名			業種	
ご住所	〒		従業員数	
TEL		FAX		
ご参加者	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail		
	参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM	mail		

WEBから申込↓



ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

時短を推進する経営者様へ 働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金 各コース

	時短・年休コース (年休等メニュー)	時短・年休コース (36協定メニュー)	業種別課題対応コース (建設業・自動車運転業務等限定)	勤務間インターバル 導入コース
36協定要件	36協定要件無し	R6年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	R6年3月31日までに60時間を超える36協定を届出済み	R6年3月31日までに36協定届出済み R5年度に45時間超の残業
導入制度	【年休等の制度】 ①新たに年次有給休暇の計画付与: 25万円 ②新たに時間単位の年次有給休暇制度かつ、特別休暇どれか一つ(コロナ休暇)又は(不妊治療休暇)等: 25万円	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下:200万円 ②月80H超→月60~80H:100万円 ③月60H超~80H→60H以下:150万円	【36協定の見直し】 ①月80H超→月60H以下:250万円 ②月80H超→月60~80H:150万円 ③月60H超~80H→60H以下:200万円	【勤務間インターバル】 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 9~11H:100万円 11H以上:120万円
金額例	税抜 62.5万円	税抜 187.5万円	税抜 250万円	税抜 150万円
助成額	最大50万円・8割	(例)最大150万円・8割	(例)最大200万円・8割	最大120万円・8割
年度	1年度につき、いずれか一つのコース			

最低賃金を引き上げる経営者様へ 業務改善助成金

人事評価制度の整備をお考えの経営者様へ 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)

最低賃金の引上げをする企業の 設備投資費用の最大7.5割(600万円)助成

例:兵庫県、飲食店、労働者数(アルバイト4人含む)9人の尼崎店では、業務改善助成金の交付申請後に、4/1付で、アルバイト4人の時給1,001円を1,046円に45円アップして、クレジット対応券売機187万円を購入した。187万円×7.5割=140.25万円 上限140万円から140万円の助成金です。(店舗ごとに申請できます)

基本条件

- 業種を問わず、アルバイト・パートさんを含む労働者が1人以上いること
 - 次のいずれかに該当する事業主であること
- | 業種 | A. 資本または出資額 | B. 常時雇用する労働者 |
|-------------|-------------|--------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
- 兵庫県地域最低賃金1,001円+50円から時給換算1,051円以下であること
大阪府地域最低賃金1,064円+50円から時給換算1,114円以下であること
 - 交付申請の3か月前、賃金引上げ後6か月間に解雇等、賃金引下げがないこと

主な対象機械、システム

生産性向上になる機械、システム
福祉車両、フォークリフト、ショベルカー、包あん機の各種製造機械等
歯科レントゲン、ユニットチェアー、治療器具の自動洗浄機、むし歯検査機
POSレジ、券売機、自動釣銭機、シャリ弁ロボ、配膳ロボット、レイアウト変更費用
勤怠システム、給与システム、販売・仕入システム、業務ソフト等

助成額

賃金引上げ額30円~90円の区分により人数によりの事業場ごとに最大7.5割(600万円)助成

人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース) を活用してみませんか?

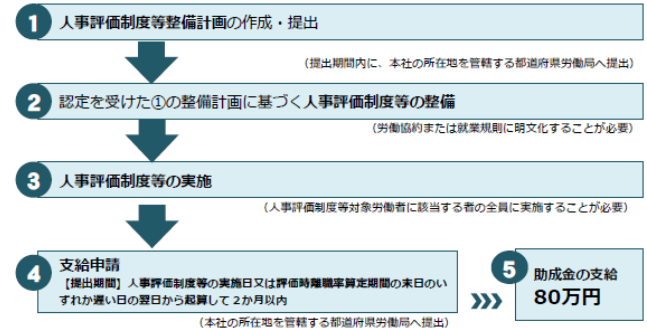
「人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)」は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。

助成金の概要

支給額: 80万円

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と労働者の賃金アップを含む賃金制度(以下「人事評価制度等」と表記します。)を整備し、実施することを通じて、生産性向上を図り、労働者の賃金の3%以上のアップ、離職率の低下に関する目標を達成した場合に支給します。

助成金支給までの流れ



支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下のURLを参考にしてください。
URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150

担当 塩治(えんや)・里深(さとふか)